

議案第 5 号

狭山市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区定数条例を廃止する
条例

狭山市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区定数条例（昭和 35 年条例第 29 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 24 年 2 月 23 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

狭山市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数を廃止したいので、この案を提出するものである。